

小樽商科大学で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

(令和5年11月29日 学長裁定)

本学では、「小樽商科大学大学憲章」において、学術・研究の目標を「憲法で保障された学問の自由の理念に則り、21世紀社会の多面的な問題解決に寄与し、人類普遍の真理の探求と知の創造に努める。」こととし、基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をともに重視し、両者の成果を人類の幸福や経済社会の発展のために還元するとともに、1学部に広範な専門分野を包摂する単科大学としての特性を活かし、総合的・学際的研究の推進を図ることとし、学術・研究の振興に取り組んできた。

この基本理念の下、わが国全体の学術振興の未来のためには、若手研究者の獲得、育成、研究環境の向上等が喫緊の課題であるとの認識に立ち、大学として次世代を担う意欲的で優れた若手研究者を獲得、育成し、その研究力を十分に発揮し得る研究環境を整備するとともに、能力開発の機会提供、研究支援の充実を図っていくべきであると考えている。

以上の基本的な考え方の下、このたび日本学術振興会において開始された「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の趣旨に賛同し、これからの学術研究の発展を担う優秀な若手研究者がより安心できる環境で自身の研究に専念できるよう、当該事業における雇用制度導入機関として、下記のとおり、特別研究員－PD・RPD・CPD（以下「PD等」という。）の育成に取り組むものとする。

記

1. 研究環境の整備

- ・雇用制度導入機関として本学で新たに受け入れるPD等については、北海道国立大学機構の就業規則等に基づき、「特任研究員」として雇用し、雇用の安定を図り、各種福利厚生等を充実させ、研究に専念できる環境を提供する。
- ・雇用するPD等に対しては、研究スペースを与えると同時に、研究遂行に必要な施設・設備等の利用を認める。

2. 研究者としての基本的な素養を身に着けるための支援

- ・研究倫理教育を実施する他、研究インテグリティや利益相反、研究費の不正使用防止、安全保障貿易管理、研究データマネジメント等の重要性を認識する機会を提供し、研究者としての基本的な素養を身に着けるための支援を行う。

3. 多様な研究者との交流機会の提供

- ・本学に所属する多様な研究者との交流の機会を創出し、異分野の研究者との交流を促進する。
- ・近隣大学を含む多様な研究者との交流機会を提供する。

4. 国際的研究活動の推進支援

- ・グローバル戦略推進センター研究支援部門が実施する「国際学会等発表支援事業」の支援対象とし、旅費や学会参加費等を支援する。

- ・グローバル戦略推進センター研究支援部門が実施する「学術論文外国語添削料の補助事業」の支援対象とし、査読付き学術雑誌に投稿する外国語論文の外国語添削料を支援する。

5. 教育指導能力の育成機会の提供

- ・PD等が受講可能なFDの機会を確保し、大学における教育指導能力の育成機会を提供する。
- ・PD等が希望する場合には、受入研究者が担当する講義等の補助として参加する機会を提供する。

6. 男女共同参画の支援

- ・女性研究者の育成にあたっては、出産・育児等のライフイベントを考慮し、研究活動との両立支援の充実を図る配慮を行い、女性研究者が活躍できる環境の中で、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行うことができるよう支援する。